



学生納付特例制度 納付が猶予されます

町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912
千葉年金事務所 ☎ 043・242・6320

国民年金は20歳以上であれば、学生も加入し、国民年金保険料を納付しなければなりません。国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料が納められないときは、未納のままに放置せず、学生納付特例を申請しましょう。

■対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生などで、本人の前年所得が128万円＋（扶養親族等の数×38万円）以下の方

■申請方法

国保年金係へ申請書を提出してください。
※申請書については同窓口にもあります。

■申請に必要なもの

- ・基礎年金番号または個人番号がわかるもの
- ・在学証明書または学生証（両面）の写し

■昨年度に引き続き学生の方

学生納付特例制度により、令和6年度に保険料納付を猶予さ

れている方で、令和7年度も引き続き在学予定の方へは、4月1日以降に日本年金機構よりはがき形式の学生納付特例申請書が送付されていますので、はがき形式のものをお使いいただけます。

■追納制度

学生納付特例の承認を受けた期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをおすすめします。

学生納付特例の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



戦没者等の遺族に対する第十二回特別弔慰金 請求を受け付けています

先の大戦で公務等のため国に殉じたもの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、戦後80周年という節目の機会をとらえ、国としてあらためて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

■支給内容 額面27.5万円の記名国債（5年償還）

■支給対象者

令和7年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

戦没者等で死亡当時のご遺族であり、左記の対象者の方

1. 令和7年4月1日までに戦

傷病者戦没者遺族等保護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※ご遺族の現況により、順位が入れ替わる場合があります。詳しくは福祉係までお問い合わせ

わけくください。

4. 前記した1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

■請求期限

福祉係窓口で、令和10年3月31日まで受け付けます。

※請求期限を過ぎてしまうと特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者 第三者行為での治療は届出を！

示談する前に必ずご相談ください。

芝山町国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度加入者で交通事故や暴力行為などの第三者の行為によるケガにより健康保険を使用して治療を受ける場合、必ず国保年金係へ届け出をしてください。

※届け出を行う前に、加害者から治療費を受け取ったり示談が成立すると、その取り決めが優

先され、加害者に医療費を請求できないことがあります。示談をする前に必ずご相談ください。

【国民健康保険・後期高齢者医療制度が使用できない場合】

- ・飲酒運転や無免許運転などの法令違反での事故
- ・労災対象の事故
- ・犯罪行為
- ・ケンカによるケガ

飯田晴雄さんが 人権擁護委員に再任されました

町民税務課 行政係 ☎ 77-3901

町の人権擁護委員・飯田晴雄さんが令和7年度、4月1日付けで法務大臣から再委嘱されました。任期は3年です。

人権擁護委員は、いじめ・家庭問題など人権上の相談を毎月行っています。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。詳細については暮らしの情報ページをご覧ください。



園庭開放について

芝山町第一保育所 ☎ 77-1036
芝山町第二保育所 ☎ 78-0160
芝山町第三保育所 ☎ 77-1441

6月から保育所の園庭開放を実施します。

対象者 未就学児

開園日 毎月第2・4水曜日

※行事等によりご利用できないことがあります。ご了承ください。

利用時間 午前10～11時

利用場所 各保育所

利用方法 ご利用の際は各保育所にお問い合わせください。

園庭開放のお約束

- ・来所前に検温してからお越しください。
- ・検温のご協力をお願いします。
- ・水分補給以外の飲食はできません。
- ・感染症の流行などで中止になることがあります。

芝山町ボッチャ 交流大会参加者募集

町民税務課 社会教育係 ☎ 77・1861

■日時 7月5日(土)

午前8時15分受付開始

■場所

農業者トレーニングセンター

■募集チーム数 16チーム

3～4人で1チームを編成してください。（在住・在勤者に限る）

※小学3年生以下でのチーム編成の場合は、大会当日は保護者同伴で参加してください。

■申込み

6月20日(金)までに電話またはFAX(77・11950)、メール(syakyotown.shibayama.lg.jp)にて社会教育係へお申し込みください。

